

## 火災安全改修モデル事業に係るQ & A

### Q 1 : 対象建築物はどのようなものか？

階数が3以上の、延べ面積の過半が住宅以外である建築物が対象である。二方向避難の確保又は防火・防煙対策が不十分である既存建築物が対象であり、既存不適格建築物を対象を限定していない。(建築基準法に適合している建築物であったとしても、上記の対策が不十分である場合は対象となる。)

### Q 2 : 少しでも違反があると補助対象にならないのか？

違反建築物の是正工事は補助金で行うべきものではないため、基本的には対象外であると考えている。ただし、建築物を使用している中で違反状態になっているもの(例えばテナントの内装工事によって内装制限が違反になっているなど)に関しては、火災安全改修による火災時のリスク低減を重視して補助対象とすることがあり得ると考えている。

### Q 3 : モデル的な取組とは具体的にどのようなものか？

複数のテナントが入居しており、工事の時間・動線を工夫し、可能な限り営業を妨げない改修方法を検討する必要があるもの(事業プロセスに工夫が必要な例)や、煙を確実に遮断する壁を、天井や配管がある中で施工する必要があるもの(改修方法に技術的な工夫が必要な例)など。※別紙「モデル的な取組の事例」参照

### Q 4 : 事業の見通しが立っていないと申請できないのか？途中で頓挫した場合は？

火災安全改修を実施する意向があり、そのための調査や設計、工事を設計事務所等に委託する場合は申請できる。調査を行わなければ工事請負契約ができないのであれば、工事までを一つの契約で行う必要はない。実際には以下のような流れになると考えている。

#### モデル事業の補助金申請

⇒火災安全改修に向けた調査を委託

⇒調査実施及び工事費用の積算

⇒中間結果報告

⇒補助金の交付予定額や事業期間等が変更となる場合は補助金の変更申請

⇒工事請負契約

⇒改修工事実施

⇒完了実績報告(報告書には調査の委託契約書と工事の請負契約書を添付)

事業を進めていく中で、何らかの支障により火災安全改修まで至らない場合は、補助事業の廃止の承認を得る必要がある。

この場合、廃止時点での実績報告書を提出し、火災安全改修実施にあたり支障となった事項の報告及びその支障を解決するための提案を行うことで、廃止までにかかった経費のうち補助対象費用の額を補助金として交付することができる。

## 火災安全改修モデル事業に係るQ & A

Q 5 : 申請時点では事業全体の必要経費がわからない。

建築物のどの部分を改修したいのか、設計事務所等に相談して概算の見積書の提出を求める必要がある。補助金を交付するためには、概算でも必要経費の内訳が必要。実施設計や工事に係る費用については、明細を示さず一式として問題ない。

補助金の限度額かつ予算の範囲内であれば、事業実施中の変更申請で補助金の交付予定額を変更することができる。

Q 6 : 図面がない場合、申請までに図面を復元する必要があるのか？

避難上の支障となる箇所を把握するために、少なくとも平面図及び配置図が必要だが、建築時の図面がない場合、賃貸情報に掲載するような平面プランや館内案内図等、階段及び避難経路の位置がわかるものに、防火戸等の現状を把握するための写真を添付することで対応が可能と考えている。

なお、その場合の建築図の作成は火災安全改修事業の中で実施する。

Q 7 : 確認済証や検査済証がない場合はどうしたらよいか？

確認申請や検査の履歴がない場合は個別相談。

無確認で建築しているものについては対象とすることが難しいが、未検査のものにあつては、明らかな違反がなければ対象とすることが可能であると考えている。

Q 8 : 建築物全体を工事する必要があるのか？

全体を工事する必要はない。

改修の結果、直通階段又は当該改修を行った階が火災に対して避難上安全な構造となることを目指すものである。

Q 9 : 補助対象建築物が信託法第2条第3項に基づく信託財産である場合は、補助事業者はどうなるのか？

補助対象建築物が信託財産である場合は、補助事業者は、信託法第2条第5項に基づく受託者（建物所有者等の委託者から不動産を信託された信託銀行等のこと。受託者は委託者から信託された不動産を管理し、その不動産に関する包括的な業務を行う。）で、補助事業を実施する者とする。

Q 10 : 補助事業希望者が多数存在する場合はどうなるのか？当該補助事業希望者が交付を希望する補助金の総額が予算の範囲を超える場合はどうなるのか？

補助金額の上限の範囲内に納まるときは、審査項目について適切であると判断した案件全てに、交付決定通知書を交付する。

## 火災安全改修モデル事業に係るQ & A

補助金額の上限の範囲内に納まらないときは、審査項目について適切であると判断した案件について、内容の優劣等により順位付けし、上限を超えない範囲で交付決定通知書を交付する。

Q 1 1 : 補助金の額に、1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、どうなるのか？

そのときはその端数は切捨てとする。